

## 謝金の支払い基準に関する規程

令和3年4月6日  
研究会理事会制定

### (目的)

第1条 本規程は、日本物理療法研究会（以下、「本研究会」という。）の事業に伴う各種謝金の支払いに準用する基準を示すものである。

### (謝金の定義)

第2条 謝金とは、本研究会事業を実施する上で、別表に定める各項に協力した者に対して、その対価として支払われる金銭をいう。

### (適用の範囲)

第2条 この規程に示す基準は、本研究会が実施する事業すべてに適用する。ただし、特別講演等、特別の配慮を要するものについては除外する。

### (謝金の基準額)

第4条 謝金の基準額は、別表の範囲内とする。なお、旅費等については、本研究会の旅費規程を準用して報酬に加算し支給するものとする。

### (委任)

第5条 この規程に提示のない事項については、理事会に委ねることとする。

### (規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

### 附則

- 1 本規程は、この研究会の設立登記日より施行する。
- 2 令和2年度内までに学会運営審議会で承認を得ている学術大会並びに学術事業については、講師対応は令和3年度まで、準備委員対応は令和4年度までを期限として、日本理学療法士協会が制定した「謝金の支払い基準に関する規程」を適用することができるものとする。

〈別表（税込）〉

【報酬】

謝金区分	内容	単位	単価（上限）			備考
			当該会員 ※1	協会員 ※2	協会員外 ※3	
講演・講義	教授クラス （課長職以上）	90分		30,000円	100,000円	※2 コマ以上の場合、2 コマ目以上を50%とする。 ※技術講習会やシンポジウム等の複数名の講師による場合、コマ数の報酬を分配する。 ※一部配慮が必要な外部シンポジストの謝金は、90分未満0.6コマ、90分～180分未満0.9コマ、180分以上1.2コマを上限とする。
	准教・講師クラス（主任・係長等）	90分		20,000円	50,000円	
	助教クラス （役職なし）	90分		10,000円	30,000円	
対談・座談会	教授クラス （課長職以上）	1回			50,000円	
	准教・講師クラス（主任・係長等）	1回			40,000円	
	助教クラス （役職なし）	1回			30,000円	
その他	上記に該当しない場合、又は、特別な事情があり大幅に変更する場合は、一般社団法人日本理学療法学会連合に報告の上、本研究会理事会の承認を得なければならない。 本基準額はあくまでも上限であり、状況に応じて減額することは妨げない。					

【給与】

謝金 区分	内 容	単 位	単価（上限）			備 考
			当 該 会 員 ※1	協会員 ※2	協会員外 ※3	
会議 出席	4時間未満	1回		3,000円	15,000円	※1 会議原則2時間半を上限とする。
	4時間以上	1回		6,000円	30,000円	
雇用 賃金	事業運用に伴う臨時雇用賃金	60分	1,000円	1,000円	1,000円	※事業運営の1人当たりの上限は6,000円
	事前事後作業に伴う臨時雇用賃金	1事業	6,000円	6,000円	6,000円	
その他	上記に該当しない場合、又は、特別な事情があり大幅に変更する場合は、一般社団法人日本理学療法学会連合に報告の上、本研究会理事会の承認を得なければならない。 本基準額はあくまでも上限であり、状況に応じて減額することは妨げない。					

※1 当該会員とは、本研究会専門会員（A・B）並びに一般会員を示す。

※2 協会員とは、上記の会員に属していない公益社団法人日本理学療法士協会員を示す。

※3 協会員外とは、公益社団法人日本理学療法士協会に属していない理学療法士免許を有さない個人を示す。